

平成28年度 第4回

# 府中市都市計画審議会議事録

平成29年2月17日開催

府中市都市計画審議会  
議事日程

平成29年2月17日(金)午後1時30分

西庁舎3階第2・3・4委員会室

日程第1 諮問事項 府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて

日程第2 第1号議案 府中市都市計画審議会の部会の設置

日程第3 その他

午後 1 時 3 0 分 開会

【計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部まちづくり担当参事】 委員の皆様、こんにちは。年度末を控えまして、大変お忙しい中、そして今日は春一番ということで、大変風の強い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日の案件といたしまして、諮問事項が 1 件、審議事項が 1 件でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 開会いただく前に、事務局より 1 点ご報告がございます。

本審議会委員の 委員より、代理人の出席についてご要望がございまして、東京都や他の自治体の取り扱いについて調査しましたところ、警察署や消防署といった関係行政機関の職員については、組織としての意思を代表して意見を表明しうる立場の者であれば代理出席が認められることが確認できました。

このことに伴い、本市におきましても、府中市都市計画審議会運営規則を改正し、関係行政機関である警察署と消防署を代表する委員につきましては、代理人として課長相当職以上の職員を出席させることができるように規定を追加いたしました。

報告は以上でございます。

それでは、 会長、よろしくお願ひいたします。

【議長】 皆様こんにちは。それでは、これから都市計画審議会を開催したいと存じます。

会議の開催にあたりまして、本日の委員の出席状況でございますが、 委員から欠席の連絡をいただいております。

また、先ほど代理出席について報告がございましたが、本日は府中警察署長の 委員の代理として 副署長が出席されております。よろしくお願ひします。また、府中消防署長の 委員の代理として 副署長が出席されております。よろしくお願ひします。

なお、本日の会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人でございますが、府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは異議なしということですので、指名させていただきたいと思ひます。

本日の議事録の署名につきましては、議席番号2番、 委員、議席番号3番、 委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

また、本日の傍聴希望者でございますが、いないということでございます。

それでは議事日程に従いまして進めていきたいと存じます。

日程第1、「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」を議題といたします。

本議案は府中市都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づく市長から本審議会への諮問でございます。

それでは議案の説明をお願いします。

【都市整備部まちづくり担当参事】 それでは、市長に代わりまして、私から諮問文を代読させていただきます。諮問文の写しにつきましては、本日お手元に置かせていただいたものになります。そちらをご覧くださいませうでしょうか。

28府都計発第111号 平成29年2月17日

府中市都市計画審議会 会長 様

府中市長 高野律雄

府中市都市計画審議会への諮問について

府中市都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項 府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて。

2 諮問理由 本市では、府中市人口ビジョンに示した人口減少・少子高齢化の進展に対応するとともに、府中市公共施設マネジメント基本方針や府中市インフラマネジメント計画などに示した、持続可能な都市施設管理の視点を踏まえたまちづくりを更に進める必要があります。

このような総合的な都市経営の考え方を踏まえ、府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しとともに、立地適正化計画の策

定などの持続可能なまちづくりの実現に向けた方策について、専門的な見地からご議論をいただきたく、貴審議会に諮問するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】 以上で諮問が終わりました。諮問がございましたので、引き続き日程第2、第1号議案「府中市都市計画審議会の部会の設置」を議題といたしたいと存じます。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

【都市計画担当主査】 それでは、ただいま議題となりました、第1号議案「府中市都市計画審議会の部会の設置」につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、日程第1の「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」の諮問を受け、府中市都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づき、本審議会に部会を設置するものでございます。

それでは議案の概要につきましてご説明させていただきます。第1号議案の1ページをご覧ください。

1の部会の名称につきましては、諮問に応じて「府中市都市計画マスタープラン改定検討部会」といたします。

2の所掌事項につきましては、府中市都市計画審議会から付託された日程第1の「28府都計発第111号」の市長の諮問に係る事項「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直し」について調査・審議し、その結果を府中市都市計画審議会に報告するものいたします。なお、部会の審議経過につきましても、必要に応じて本審議会に報告するものいたします。

3の部会の委員につきましては、府中市都市計画審議会条例第8条第2項の規定に基づき、審議会の委員又は臨時委員のうちから審議会の会長が指名いたします。

4の部会長につきましては、府中市都市計画審議会条例第8条第3項の規定に基づき、部会に属する委員又は臨時委員のうちから審議会の会長が指名いたします。なお、本議案の後に、会長より部会の委員（案）及び部会長（案）をご報告いただきます。

5の設置期間につきましては、平成29年4月1日から所掌事項の調査審議が終了するまでといたします。

今後につきましては、本審議会の後に、臨時委員への任命・委嘱及び部会の委員への指名通知を行い、本年4月1日付で部会を設置し、本年5月ごろに第1回目の会議を開催する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。

【委員】 確認の意味で質問させていただきます。

平成28年3月にこれまでの都市計画マスタープランの評価報告書が市民に出されているわけですが、都市計画マスタープランの改定をするにあたり、都市計画マスタープランがいつ策定され、どのように改定に取り組んでこられたのか。それから、この先都市計画マスタープランの改定を検討するにあたり、どのくらいの期間で改定を検討しようとするのか、その2点を伺います。

【議長】 都市計画マスタープランの今までの経過とこれからの見

通しについて、よろしいでしょうか。

【計画課長補佐】 都市計画マスタープランにつきましては、平成14年に策定しております。都市計画マスタープランの評価に関するアドバイザー会議等を経まして、平成28年3月に評価報告書を作成しております。また、昨年度から改定に関するアドバイザー会議を6回開催しております、その中で論点の整理や改定の方向性についての意見書を現在作成しております。来年度からは、都市計画審議会の部会にその意見書を引き継ぎ、調査・審議していく予定でございます。都市計画マスタープランの改定の時期でございますが、現在平成32年度の改定を目指しております。

【委員】 ありがとうございます。都市計画マスタープランの評価についての報告書がまとめられ、平成28年度に、6回の改定に関するアドバイザー会議において意見書がまとめられ、それをもとにしながら今度設置される部会で検討を進めていくと、こういう意味の部会設置という理解でよろしいのでしょうか。

【計画課長補佐】 そのとおりでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【議長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

【委員】 確認なのですが、手元に参考資料ということで、この議案に関係している資料があるのですが、この資料については、この議案の中で説明するのではなくて、この議案が議決された後に、改めて説明していただけるのか。それとも見ておいてくださいということなのか。参考資料の取り扱いについて、この議案に関係していることだと思しますので、お願いします。

【計画課長補佐】 この審議の後、引き続き参考資料につきまして

説明をさせていただきます。

【計画課長】 資料を分けているのは、都市計画審議会の部会の設置自体は都市計画審議会の議決によって設置します。委員の指名は会長が行いますが、委員の任命は市長権限になっております。そういった関係がありまして、審議の後に参考資料を用いて引き続き説明させていただきます。

【委員】 わかりました。

【議長】 ほかにご質問ございませんでしょうか。

【委員】 都市計画マスタープランの改定に向けて部会を設置するという議事は前回も出て、了承をもらっているわけなのですが、第6次総合計画の中でも、都市計画に関するいろいろな方針、指針が検討されておりますが、その辺との関連性について都市計画マスタープランがどういう位置づけになるのか。考え方を聞かせてください。

【計画課長】 都市計画マスタープランと総合計画の関係でございますが、都市計画マスタープランは、議会を経た総合計画に整合させる必要がございます。これは府中市の特徴なのですが、総合計画の土地利用部分については、都市計画マスタープランに委任されている形になっておりますので、整合を取りながら改定を進めていきます。現在、第6次総合計画の後期基本計画を策定している最中ですので、具体的な施策として反映できるところは総合計画の中に反映していきたいと考えております。いずれにいたしましても、都市計画マスタープランと総合計画は整合を図るべきプランになっています。

【委員】 大体わかりました。都市計画マスタープランと総合

計画は整合性を持った中で指針を示すということで、確認なのですが、それがどこへ、いつ、どのような形で出てくるのか、聞かせてください。

【計画課長】 総合計画の検討委員会において適宜市民の皆さんの意見を聞きながら、議会へ出していくということになっております。その中で都市計画の内容を総合計画に反映しておりますので、それをお示ししていくということになります。

【議長】 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、採決したいと存じます。

第1号議案「府中市都市計画審議会の部会の設置」について、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって第1号議案は可決され、当審議会に部会を設置することを決定いたしました。

続きまして、部会の委員につきましては、ただいまの事務局の説明にございましたように、府中市都市計画審議会条例第8条第2項の規定に基づき、会長である私が指名することとなっております。つきましては、私からご報告させていただきたいと思っております。お手元にお配りしております参考資料の右上に参考1と記載された資料をご覧ください。

本審議会からは、学識経験がある者として委員に任命されております、議席番号1番の 委員、2番の 委員、3番の 委員、4番の 委員、6番の 委員の5名を部会の委員として指名させていただきたいと思っております。

また、事務局より臨時委員として任命予定であると聞いております、東京工業大学大学院教授の 氏、早稲田大学大学院教授の 氏の2名を部会の委員に指名したいと考えております。なお、臨時委員は府中市都市計画審議会条例第4条第2項に基づき市長が任命することとなっておりますので、市長の任命後に私から指名の通知をいたします。

次に部会長でございますが、府中市都市計画審議会条例第8条第3項の規定に基づき、会長である私が指名することになっておりますので、臨時委員として任命を予定しております 氏を指名したいと考えております。

以上の7名の皆様におかれましては、部会において調査・審議をお願いしたいと存じます。

それでは詳細について、事務局より説明をお願いします。

【都市計画担当主査】 それではただいま会長よりご報告いただきました部会委員（案）のうち、新たに任命を行う予定である東京工業大学大学院教授の 氏、早稲田大学大学院教授の 氏の経歴等について、参考資料に基づきご説明させていただきます。恐れ入りますが、本日お手元にお配りしております右上に参考2と記載された「臨時委員プロフィール」をご覧ください。

初めに 氏のプロフィールでございます。

現職名は、東京工業大学大学院社会理工学研究科教授でございます。専門分野は都市計画・まちづくり・景観でございます。活動歴といたしましては、日本都市計画学会会長、日本不動産学会理事、国土交通省社会資本整備審議会委員など多数歴任されております。また、本市におきましても、府中市中心市街地活性化協

議会副会長としてご尽力をいただいております。

次に 氏のプロフィールでございます。

現職名は、早稲田大学大学院理工学術院教授でございます。専門分野は交通計画・都市計画でございます。活動歴といたしましては、日本都市計画学会常務理事、日本交通政策研究会常務理事、内閣府中央交通安全対策会議専門委員など多数歴任されております。

なお、臨時委員は府中市都市計画審議会条例第4条第2項に基づき市長が任命することになっておりますので、市長が臨時委員に任命後、会長から指名いただきます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【議長】 ただいま説明が終わりました。よろしく願いしたいと存じます。

次に日程第3「その他」について、事務局から何かございますか。

【都市計画担当主査】 本審議会の次回の開催につきましては、議案の進捗状況に応じて、改めて日程のご連絡をさせていただきます。

【議長】 ありがとうございます。その他について、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 本日の日程は全て終わりました。大変お忙しい中、お出でいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の府中市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 1 時 5 0 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員